

# 伊勢崎市民病院 第二売店運営事業者募集要項



平成30年10月1日



**伊勢崎市民病院**

ISESAKI MUNICIPAL HOSPITAL

## 1. 目的

この要項は、伊勢崎市民病院（以下「本病院」という。）の指定場所（別添図面記載のとおり）で行政財産の目的外使用許可を受け、病院利用者へのサービス向上と職員の福利厚生の実現を図るため、第二売店（以下「売店」という。）を運営する事業者（法人又は個人。以下同じ）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続きについて定めるものです。

## 2. 病院概要

### (1) 施設名

伊勢崎市民病院

### (2) 所在地

群馬県伊勢崎市連取本町12番地1

### (3) 病院の規模

病床数 494床（一般490床、感染症4床）

診療科 23科（内科・精神科・神経内科・循環器内科・内視鏡内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・放射線診断科・放射線治療科・病理診断科・麻酔科・歯科口腔外科・緩和ケア内科・救急科）

### (4) 1日あたり平均患者数

入院患者数 409人、外来患者数 849人（平成29年度）

### (5) 職員数

- ① 973人（臨時職員を含む。平成30年9月現在）
- ② 約130人（委託職員。平成30年9月現在）

### (6) 外来診療日等

- ① 診療日  
月曜日から金曜日（国民の祝日、12月29日から1月3日を除く）
- ② 受付時間  
午前8時30分から  
※再来受付機の稼働は午前7時から

### (7) 面会時間

午後1時から午後7時まで

### (8) 併設施設

介護老人保健施設 ひまわり  
訪問看護ステーション いせさき

### 3. 売店面積等

#### (1) 運営場所

本館1階

#### (2) 売店面積

133.509㎡

### 4. 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができます。

#### (1) 事業実績のある者

病院内で小売店舗を過去1年以上継続して健全な経営を行っている者（コンビニエンスストア運営会社チェーン本部にあつては十分な運営ノウハウ実績を有する者）であること。

#### (2) 現地説明会参加申込書を提出し、かつ現地説明会に出席した者

現地説明会参加申込書（様式第1号）を平成30年11月2日（金）までに提出し、かつ平成30年11月7日（水）開催の現地説明会に出席した者であること。

#### (3) 許認可等の取得者

売店の業務に当たり、食品衛生法、薬事法等の関係法令等の規定に基づく許認可等（届出を含む。）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること又はその手続きを営業開始に影響がないよう行うこと。

#### (4) 欠落要件のない者

次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 伊勢崎市から指名停止措置を受けている者
- ② 応募者が成年被後見人、被保佐人又は破産者
- ③ 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- ④ 市税等（市県民税、事業税及び地方消費税）の未納がある者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑥ 応募者又は応募団体の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全の福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- ⑧ 平成29年4月1日から現在の間、食品衛生法（昭和22年法律233号）に違反したとして行政処分を受けた者

## 5. 公募条件等

### (1) 施設使用形態

事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項並びに伊勢崎市財務規則（平成17年伊勢崎市規則第43号）第231条及び第232条の規定に基づく行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

### (2) 使用許可期間

① 平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とし、双方異議の無い場合には期間満了の都度更新することができます。

（使用許可期間は当初使用許可から最長で15年間更新により許可できます）

② 売店の設置及び撤去（原状回復含む）に要する期間については、使用許可期間に含むものとします。

### (3) 使用上の制限

許可用途以外に使用することは禁止します。また、許可を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。ただし、企画提案に基づき事前に届け出たフランチャイズ店舗やこれに準じるものと伊勢崎市が認めたものは、この限りではありません。

（フランチャイズによる営業を予定している場合は、フランチャイズ契約に基づく営業事業者において参加申込みをするか、又はフランチャイズによる営業を明記した上で当該事業者の業務概要等の資料を添付してください。）

### (4) 使用許可の取消し又は変更

本病院が許可物件を、公用もしくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可の全部もしくは一部を取消し、又は変更することがあります。この場合、事業者は当該取消し又は変更によって生じた損失補償を伊勢崎市に請求することはできません。

### (5) 使用料

#### ① 価格提案による使用料

事業者が企画提案書（様式第4号）「3. 売店収支見込み」に示す売上に応じた固定使用料額（月額）で、価格提案書（様式第5号）に事業者が記載した額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額とします。

※使用許可期間中に消費税率の改定があった場合、改定後の消費税率により算出した額とします。

② 使用料は月ごとの納付とし、本病院が指定する方法により納付してください。

## (6) 必要経費等の負担

出店、営業に当たっての経費は、次に掲げる経費等を含めすべて事業者の負担とします。

- ① 使用許可部分に係る売店設置及び内装等（設置後）の変更による工事費用
- ② 使用許可部分に係る光熱水費（個別メーターにより管理し、本病院が指定する方法により納付）
- ③ 使用許可部分に係る清掃、廃棄物等の処理経費
- ④ 使用許可部分に係るセキュリティー経費及び商品等に係る火災保険料等
- ⑤ 通信運搬費、消耗品費及びその他売店の運営に関する一切の経費
- ⑥ 利用者による使用許可部分の設備汚損、破損に対する対応経費
- ⑦ 売店の運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- ⑧ 退店する際の原状回復にかかる費用

## 6. 売店の運営条件（要求水準）

売店の運営に係る事業者の提案は、企画提案書（様式第4号）に従い提案してください。  
本病院の求める要求水準は、下記のとおりですので企画提案に際し留意願います。

### a. 売店

#### (1) 営業開始

平成31年6月3日（月）までに営業を開始すること。

#### (2) 営業時間

全日 午前7時から午後10時まで

※営業時間の拡大は自由提案です。

#### (3) 取扱商品

飲食物（弁当、おにぎり、パン、乳飲料等）、菓子、新聞雑誌類、日用雑貨、パジャマ、紙おむつ、下着類、本病院の要請に応じた医療衛生材料等、利用者の嗜好に幅広く対応し、かつ、入院患者の生活必需品に配慮した品揃えを行うこと。

#### (4) 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ（電子たばこ等を含む）、青少年の健全な育成に障害を及ぼす図書等、その他療養に適さないと本病院が判断したもの。

#### (5) 販売価格

地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、できるだけ安価に設定すること。

#### (6) 付加的なサービスの提供

事業者は可能な範囲で、ATMサービス、税等の収納代行サービス、宅配受付業務、電子マネー決済等、利用者にとって利便性の高いサービスを提供すること。

## (7) 電気設備設置可能容量等

1Φ（電灯）は隣接AD内電灯盤 1L-3幹線AL1-3より分岐

38mm<sup>2</sup> 100A使用可能

3Φ（動力）は売店から放射線受付付近天井内幹線AP1-2より幹線分岐

100mm<sup>2</sup> 150A使用可能

その他：裸火、ガスの使用は不可です。電源は電気としてください。

### b. 運営全般に係る遵守事項

- ① 病院の売店は、病院利用者及び職員のアメニティ向上の重要な要素であることを十分認識し、病院経営に貢献できる売店経営を行うこと。
- ② 店舗から建物外への来客用出入り口は設けないこと。
- ③ 病院建物の外壁への看板等ディスプレイの設置はしないこと。
- ④ 店舗内で常駐する従業員には、病院内での売店業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたる（名札必須、ユニホーム着用が望ましい）とともに利用者に対し、癒しある接客対応に努めること。また、出店事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発、実施に努めること。
- ⑤ 毎月月初めに、前月分の売上実績額等、本病院が求める定期報告を行うこと。
- ⑥ 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他法令、規則等を遵守すること。
- ⑦ 店舗の設置・運営にあたっては、使用許可条件、関係法規及び市の関係法規等に定める事項を遵守すること。
- ⑧ 行政財産使用料等の経費については、本病院が示す納期限までに確実に納付すること。
- ⑨ 売店の陳列台、販売商品等の搬入については、本病院の指定する時間帯や経路に従うこと。
- ⑩ 商品補充（売り切れ防止等）、金銭管理（つり銭対応含む）など売店の運営に関する維持管理は、事業者が対応すること。
- ⑪ 売店の販売商品に係る、問合せ、苦情等については、事業者の責任において迅速に対応すること。
- ⑫ 売店の周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないこと。（売店内にごみ箱を設置すること）
- ⑬ 病院内には、事業者や商品販売と関係の無い広告を掲示しないこと。
- ⑭ その他、売店の運営に関し、本病院の指示ある場合は、速やかに対応すること。
- ⑮ 受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがあります。
- ⑯ 従業員の駐車場については、本病院の指定駐車場を利用し、本病院が定める月額を納付すること。
- ⑰ 原状回復  
(ア) 使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、事業者は、自己の負担で、本病院が指定する日までに、使用許可物件を原状回復して返還すること。

(イ) 事業者が原状回復の義務を履行しないときは、本病院は事業者の負担においてこれを行うことができる。

- ⑱ 間仕切りの撤去経費、その他、電気設備、給排水設備の増設、通信回路の開設等、事業者の都合による内装等の変更については、本病院との協議の上、その了解のもとに行うこと。
- ⑲ イートインスペースを売店内に設けること。
- ⑳ 車椅子利用者や持続点滴中の患者等の利用に配慮したレイアウトにすること。
- ㉑ 定期的に各病棟への訪問販売を行うこと。
- ㉒ 混雑が予想される時間帯については、レジでの待ち時間の緩和に配慮すること。
- ㉓ 営業により発生する廃棄物は、事業者において責任をもって処理すること。
- ㉔ 事業者は売店の使用にあたり、本病院又は第三者に損害を与えたときはすべて自己の責任においてその損害を賠償すること。
- ㉕ 災害時における物資提供等、本病院からの協力要請に対応できる体制を整えておくこと。
- ㉖ 災害により直接的または間接的に事業者の設備等に支障があった場合は、事業者の責任において対応すること。

## 7. 応募申込み手続き

### (1) 提出書類（各1部、企画提案書・パンフレットについては11部）

- ・ 現地説明会参加申込書（様式第1号）
- ・ 応募申請書（様式第2号）
- ・ 欠落要件なきことの誓約書（様式第3号）
- ・ 納税証明書（原本・発行後3ヶ月以内のもの）  
（直近の個人事業税・法人事業税、個人市県民税・法人市県民税、地方消費税の納税証明書）
- ・ 発行後3ヶ月以内の商業登記簿謄本（法人の場合）
- ・ 発行後3ヶ月以内の営業証明書（個人の場合）
- ・ 発行後3ヶ月以内の身分証明書（「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登録されていないことの証明」）（個人の場合）
- ・ 企画提案書（様式第4号）
- ・ 価格提案書（様式第5号）
- ・ 過去3ヵ年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- ・ 会社案内（作成している場合のみ）
- ・ 本要項4－（3）に係る必要な許認可等を証する書類の写し（必要に応じ）
- ・ その他（企画提案書、事業概要の備考として記載した書類、その他参考資料必要に応じ）

## (2) 書類の提出期限

### ① 現地説明会参加申込書

平成30年11月2日（金）午後5時15分まで。現地説明会参加申込書を期日までに提出しなかった場合は、プロポーザルに参加できません。

### ② 提出書類のうち現地説明会参加申込書以外

平成30年11月12日（月）から平成30年11月27日（火）午後5時15分まで。価格提案書は、封筒に封印のうえ、ご提出ください。

## (3) 現地説明会

平成30年11月7日（水）午前10時30分から説明会を開催します。応募予定者は本病院10階大会議室に集合してください。なお、現地説明会に参加しなかった場合には、プロポーザルに参加できません。

## (4) 提出方法

### ① 説明会参加申込書

持参（平日午前8時30分から午後5時15分）、郵送、電子メールとします。

### ② 提出書類のうち現地説明会参加申込書以外

提出書類は、持参（平日午前8時30分から午後5時15分）又は郵送とします。

※いずれも郵送の場合は必着とし、書留郵便とします。

## (5) 提出先

1 1. 「問い合わせ先及び提出先」のとおり

## 8. 質問及び回答

### (1) 様式

様式第6号を使用すること。

### (2) 照会方法

電子メールのみとし、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。また、質問書送信後は着信の確認をすること。

### (3) 照会先

1 1. 「問い合わせ先及び提出先」のとおり

### (4) 照会期限

平成30年10月1日（月）から平成30年11月5日（月）午後5時15分まで（必着）

### (5) 回答方法

質問をとりまとめの上、平成30年11月9日（金）を目途に説明会参加者全てに質問者名を伏せて、質問事項及び回答内容を電子メールにより回答します。

### (6) その他

選定者の役職、指名に関する質問については、一切応じない。また、他の参加事業者に関する質問についても、一切応じない。



## 9. 企画提案書作成上の注意

- (1) 企画提案書の規格はA 4版とします。
- (2) 企画提案書は、わかりやすく簡潔に記載してください。
- (3) 提出書類は返却しません。また、企画提案書や必要書類の作成等、提出にかかる一切の費用は、事業者の負担とします。
- (4) 事業者から提出された企画提案書の著作権は、当該事業者に帰属します。また、提出書類に記載された個人情報は、本件運営事業者の評価、選定手続きに使用すること以外に、当該事業者の承諾を得ずして利用しないものとします。

## 10. 提出書類の審査及び結果の通知等

審査は、プロポーザル方式によるものとし、事業者より提出される企画提案書等の内容を評価した上で、最も優れた事業者を選定します。

### (1) 決定方法等

伊勢崎市において設置する「伊勢崎市民病院第二売店運営事業者選定委員会」で提案内容等を総合的に評価した上で運営事業者を内定（以下「内定事業者」という。）します。なお、審査は、第一次審査（書類選考）、第二次審査（プレゼンテーションによる選考）を行います。

#### ① 一次審査

応募事業者から提出された書類より、応募資格に該当するかどうかを書類審査します。

#### ② 二次審査

平成31年1月15日（火）に第一次審査通過者による10分間のプレゼンテーションを行います。選定委員会より提案の内容・趣旨を正しく理解するために必要に応じて個別にヒアリングを行います。

### (2) 審査結果（選定結果）の通知

第一次審査の審査（選考）結果は、応募事業者全員に平成31年1月11日（金）までに選定委員会が通知する予定です。

第二次審査の結果（内定事業者の決定）は、第一次審査通過者全員に平成31年2月8日（金）までに選定委員会が通知する予定です。

### (3) 選定結果

選定結果は公表します。なお、選定結果に関する質疑及び異議申し立ては受け付けません。

### (4) 行政財産使用許可申請の手続き

内定事業者を選定された者は、本病院の指定する期日までに行政財産使用許可の申請書類を本病院企画財政課総務係に提出して下さい。なお、辞退又は虚偽の判明による失格等があった場合は、次点の事業者を内定者に繰り上げます。

## (5) 内定事業者の取消し

次の場合には、内定事業者の内定を取り消すものとします。

- ① 正当な理由がなく、本病院の指定する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に内定事業者について企画提案した売店の運営の履行が確実にないと本病院が判断した場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、売店の運営事業者としてふさわしくないと本病院が判断した場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合

## 11. 問い合わせ先及び提出先

〒372-0817

群馬県伊勢崎市連取本町12番地1

伊勢崎市民病院 企画財政課総務係

電話：0270（25）5022（内線5242）

FAX：0270（25）5023

Email:office@hospital.isesaki.gunma.jp